

契 約 説 明 書

入札順 8／8 午後

工事名	急傾斜地維持工事(春慶山地区)
工事場所	豊田郡大崎上島町中野
入札(予定)年月日	令和8年10月27日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和9年2月26日
特約事項	前金払 : 無 中間前金払 : 無 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第 98 条第 2 項の規定により、免除する。

2 契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前 2 年度の間には本工事と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と 2 回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の手換え、引替え、又は撤回は認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。
工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。
 - (ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名
 - (イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所
- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。(その者の行った入札を無効とする。)
- (ア) 記名押印がない場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 本工事・附帯工事内訳書(種別程度)の記載がない場合
 - (エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。
- (6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合(談合)して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「**対象建設工事**」（下記《**対象建設工事の定義**》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。

- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表を契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事（当分の間、請負代金額が300万円以上の工事に限る。）に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。

- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又は Fax により大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週水曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週火曜日）までに提出すること。

令和8年度

課長	主幹	課長補佐	係長	主任	検算	設計

県費事業

急傾斜地維持工事（春慶山地区） 仕様書

事業所在地
事業主体名 大崎上島町
地区名 豊田郡大崎上島町中野

特記仕様書

第1章 総則

- 第1節

適用

1

本特記仕様書は、「急傾斜地維持工事（春慶山地区）」に適用する。

2

本特記仕様書に記載のない事項については、土木工事共通仕様書(令和8年8月)広島版、その他関係書類によること。
- 第2節

法定外の労災保険の付保

1

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2

受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

第2章 施工条件

- 第1節

建設副産物

1

伐採木

当該工事により発生する伐採木は、広島県環境県民局及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
- 第2節

安全対策

1

交通誘導警備員

交通誘導警備員は見込んでいない。

ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の配置が必要となった場合には、事前に監督員と協議を行った上で変更対象とする。

第3章 その他

- 1

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 56 大崎上島町 00-08. 09. 01 (0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	07 砂防・地すべり等工事 06 山間僻地及び離島 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0 % 01 0%から 5%以下 (1.05) 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
斜面对策	1	式			Y1D03 レベル1
法面工	1	式			Y1D0303 レベル2
斜面維持工	1	式			Y3999 レベル3
伐木工	1	式			Y4999 レベル4
伐木	680	m2			V000000100 00 単第0 -0001 表
伐採木処理工	1	式			Y3999 レベル3
伐採木運搬					Y4999 レベル4
人力小運搬 80m未満	50	m3			V000000300 00 単第0 -0003 表

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
土砂等運搬 現場制約あり 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離1.5km以下(0.5km超)	50	m3			SPK26040002 00 単第0 -0004 表
伐採木処分					Y4999 レベル4
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
処分費 伐採木	50	m3			F000000100 00
＊＊直接工事費＊＊ #0020計=支給品等(材料), 無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額……… 率………					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率……………					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理费率分 計算情報…… 対象額……… 率……………					前払補正率…
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊ 計算情報…… 対象額……… 率……………					
＊＊工事費計＊＊					

施工単価表

頁0 -0005

伐木

V000000100

單第0 -0001 表

1000

m2

当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

チェンソー運転

V000000200

單第0 -0002 表

1 日 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

人力小運搬
80m未満

V000000300

單第0 -0003 表

1

m3	当り
----	----

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

土砂等運搬

現場制約あり 土砂(岩塊・玉石混り土含む)

機械構成比: 19.09%

SPK26040002

DID区間無し 距離1.5km以下(0.5km超)

労務構成比: 72.09%

材料構成比: 8.82%

市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0004 表

1

m3

当り

標準単価:

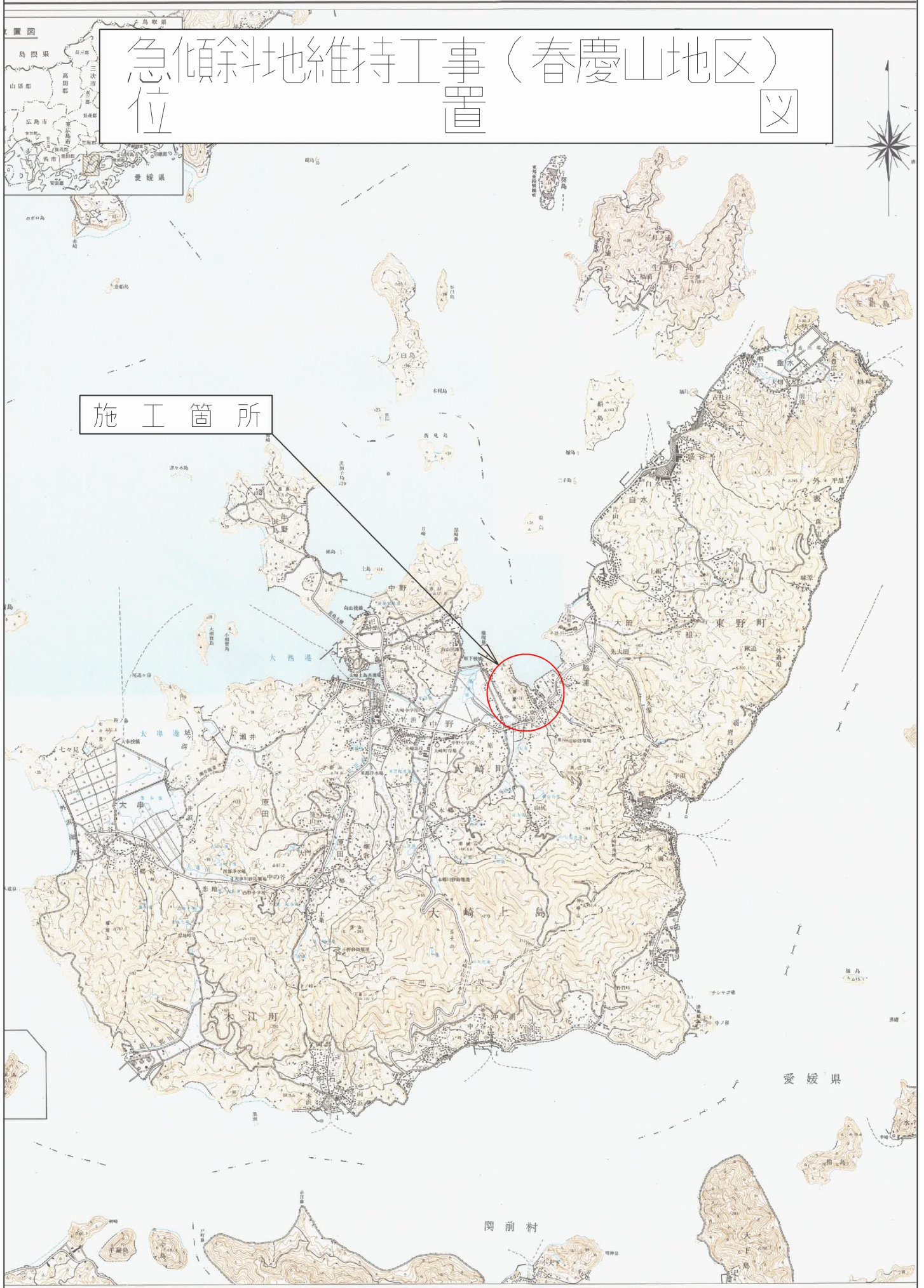
2,114.20000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 通称2t積級	19.09%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 通称2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	72.09%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油, 2〜4KL積載車給油	8.82%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=3 C=1 F=8	現場制約あり 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 距離1.5km以下(0.5km超)		B=7 D=1	人力 DID区間無し	

大崎上島全図

急傾斜地維持工事（春慶山地区）
位置図

施工箇所





標準断面図

S=1:50

